

PROFILE

協会案内

—働く人たちの安全衛生を求めて—

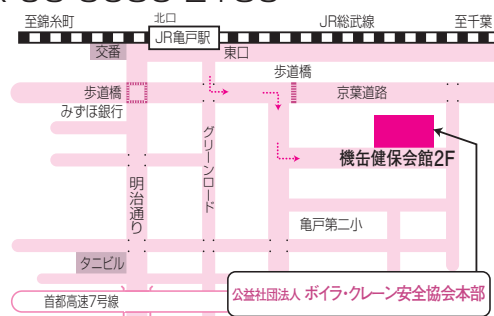


公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
BOILER & CRANE SAFETY ASSOCIATION

当協会は、1961年（昭和36年）の設立以来、我が国の労働安全衛生水準の向上に寄与することを願い、ボイラー、クレーン等の安全確保を中心として検査検定、各種技能講習、関係作業者に対する安全衛生教育、技能競技大会の開催などの諸事業を行っています。

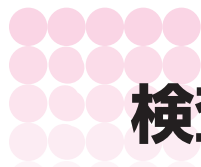
協会のあらまし

名称	公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
英字名	BOILER & CRANE SAFETY ASSOCIATION
英略称	BCSA
所在地	東京都江東区亀戸6丁目41番20号 機缶健保会館2階 〒136-0071 TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189 https://www.bcsa.or.jp
設立	1961年6月7日
地方事務所	18事務所 1センター
会員数	約1,900社
行政庁	内閣府



協会の歩み

- 1961年 6月 社団法人ボイラ圧力容器安全協会設立許可
- 1961年 6月 第二種圧力容器耐圧証明代行者の指定を受ける
- 1962年 4月 ボイラー及び第一種圧力容器性能検査代行者の指定を受ける
- 1963年 8月 第1回「ボイラー溶接士溶接技能競技全国大会」を開催
- 1964年 10月 社団法人ボイラ・クレーン安全協会と名称変更
- 1964年 12月 クレーン等の性能検査代行者の指定を受ける
- 1967年 7月 技術誌「実務展望」を発行
- 1968年 6月 「クレーンの日」を提唱
- 1969年 4月 在日米軍施設のボイラー・圧力容器の各種検査を受託
- 1969年 6月 第1回「クレーン運転及び玉掛け技能競技全国大会」を開催
- 1972年 4月 エレベーター及びゴンドラ性能検査代行者の指定を受ける
- 1972年 10月 ボイラー、第一種圧力容器、クレーン等及びゴンドラの性能検査代行機関の指定を受ける（労働安全衛生法の施行に伴う再指定）
- 1975年 12月 小型ボイラー及び小型圧力容器に係る検定代行機関の指定を受ける
- 1996年 7月 特定廃熱ボイラーに係る製造時等検査代行機関の指定を受ける
- 2004年 3月 労働安全衛生法の改正により製造時等検査代行機関・性能検査代行機関・個別検定代行機関から登録製造時等検査機関・登録性能検査機関・登録個別検定機関へ移行
指定教習機関から登録教習機関へ移行
- 2006年 1月 「実務展望」を「Jitsu・Ten 実務&展望」に改称
- 2011年 4月 内閣総理大臣の認定を受け、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会として移行登記
- 2013年 12月 第一種圧力容器「登録製造時等検査機関」登録（厚生労働大臣）宮城事務所・埼玉事務所
- 2015年 3月 第一種圧力容器「登録製造時等検査機関」登録（厚生労働大臣）東京事務所・千葉事務所
- 2019年 9月 第一種圧力容器「登録製造時等検査機関」登録（厚生労働大臣）山形事務所・神奈川事務所・山口事務所



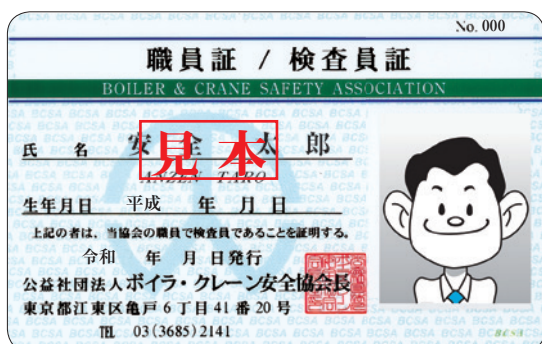
検査・検定

労働安全衛生法では、ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等の安全を確保するために、労働安全衛生法施行令（以下「政令」といいます。）で定めるもの（「特定機械等」）は、製造から設置、使用段階に至るまで各種の規制が行なわれています。

特定機械等の種類に応じ、製造から廃止に至るまでの検査・検定制度の体系が組み立てられており、この中で厚生労働大臣の登録を受けた登録検査・検定機関として業務を行っています。

この検査・検定は、法定の要件を満たした者から会長が選任して厚生労働大臣に届け出をしている「検査員・検定員」が行うこととされています。

各事務所に厚生労働大臣の登録を受けた検査員・検定員を多数配置して、検査・検定に取り組んでいます。



▲検査員証



▲性能検査済標証

ボイラー等とクレーン等の両方の性能検査ができる国内唯一の検査機関です。

- すべての事務所でボイラー等とクレーン等の性能検査が可能です。
- 同一検査日にボイラー等とクレーン等の両方の性能検査が可能です。
- 同一検査日に多数基を受検する場合は、複数の検査員による対応により機械等の稼働停止時間の短縮への配慮を行います。

豊富な経験と科学的な目により、お客様の安全を守ります。

- 延べ約 255 万基にのぼる検査実績から蓄積されたノウハウにより検査を行います。
- 最新の検査技術に対応した適正な検査を行います。
- 経験を踏まえた五感検査と検査機器により機械の適否を判定します。
- 検査中の安全確保のため、検査員が安全行動を率先します。
- 公正な検査とその結果の丁寧な説明を行います。

厚生労働大臣の登録を受けた「登録性能検査機関」「登録製造時等検査機関」「登録個別検定機関」として次の特定機械等の検査・検定を実施しています。

□ 性能検査

性能検査は、都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長から交付を受けた特定機械等の「検査証」の有効期間を更新するために受ける検査です。

- | | | |
|-----------|-----------|--------|
| ① ボイラー | ② 第一種圧力容器 | ③ クレーン |
| ④ 移動式クレーン | ⑤ エレベーター | ⑥ ゴンドラ |



▲ボイラー性能検査



▲クレーン性能検査



▲移動式クレーン性能検査



▲ゴンドラ性能検査

□ 製造時等検査

製造時等検査は、特定機械等のうち法定のものを製造し、輸入し、使用を廃止したものを再び設置しようとするもの等について受ける検査です。

第一種圧力容器



▲第一種圧力容器製造時等検査

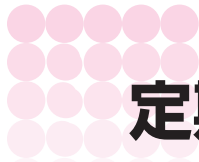
□ 個別検定

個別検定は、「政令」で定められているものを製造し又は輸入したときに「個々」に受ける検定です。

- | | |
|-------------|----------|
| ① 第二種圧力容器 | ② 小型ボイラー |
| ③ 小規模温水ボイラー | ④ 小型圧力容器 |



▲第二種圧力容器個別検定



定期自主検査（代行）

ボイラー、クレーン等については、定期的に自主検査を実施し、その記録を3年間保存することが定められています。

小型ボイラーやつり上げ荷重が3トン未満のクレーン等の性能検査を受ける必要のない機械等についても同様です。

当協会では、次のような機械等について、1年以内ごとに1回の定期自主検査を事業者に合わせて行っていきます。

- 第二種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器
- つり上げ荷重が3トン未満のクレーン又は移動式クレーン等



▲ファイバースコープによる定期自主検査



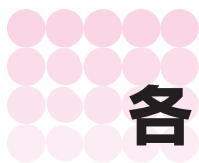
▲定期自主検査実施済標章



労働安全衛生法非適用事業場の検査等

労働安全衛生法の適用を受けない事業場等の特定機械等の安全確保のために、法定の検査に準じた次のような検査を検査員の資格のある者が行います。

- 落成確認検査（労働安全衛生法の落成検査に準じる検査）
- 性能確認検査（労働安全衛生法の性能検査に準じる検査）
- 変更確認検査（労働安全衛生法の変更検査に準じる検査）



各種証明

耐圧証明書

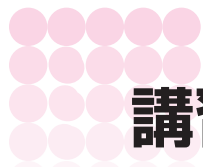
構造規格が定められている簡易ボイラー・簡易容器及び労働安全衛生法非適用容器について、申請圧力による水圧試験を実施した結果を書面により証明します。

種	類
簡易ボイラー	
(簡易) 容器	
労働安全衛生法非適用容器	

英文証明書

当協会が実施した個別検定に合格した第二種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器又は依頼検査による水圧試験に合格した圧力容器について、日本国内で使用する予定が変更となり、海外に輸出することとなったような場合に、容器等の明細書を英訳した証明書を発行します。

種	類
第二種圧力容器	簡易ボイラー
小型ボイラー	(簡易) 容器
小型圧力容器	労働安全衛生法非適用容器
上記以外	



講習・教育

労働安全衛生法は、働く人たちの安全衛生を確保するため、一定の作業に従事する人達に技能講習や各種安全衛生教育の実施について定めています。当協会は、各労働局長の登録教習機関として各種の技能講習や特別教育を実施しています。

(実施している技能講習等は以下のものですが、事務所によって種類が異なっていますので、お近くの事務所にお問い合わせいただくか、またはホームページ (<https://www.bcsa.or.jp>) をご利用下さい。)



▲床上操作式クレーン運転技能講習
実技講師スキルアップ研修

質の良い講習を目指し、
講師のスキルアップ訓練を行い、
指導技術の向上を図っています。
延べ講習実施回数約3万9千回、
受講者数約175万人の実績。

技能講習

- ① ボイラー取扱技能講習
- ② 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ③ 床上操作式クレーン運転技能講習
- ④ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ⑤ 玉掛け技能講習
- ⑥ フォークリフト運転技能講習
- ⑦ 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習
- ⑧ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ⑨ 高所作業車運転技能講習
- ⑩ ガス溶接技能講習
- ⑪ ショベルローダー等運転技能講習
- ⑫ はい作業主任者技能講習



▲床上操作式クレーン
運転技能講習



▲小型移動式クレーン運転技能講習



▲フォークリフト運転技能講習



▲玉掛け技能講習



▲高所作業車運転技能講習

教 習

移動式クレーン運転実技教習

移動式クレーン運転実技教習を修了した日から1年間は、移動式クレーン運転士免許試験の実技試験が免除されます。当協会の宮城事務所で定期的の実施しています。



▲移動式クレーン運転実技教習

実技講習

ボイラー実技講習

特別教育

- ① 小型ボイラー取扱業務特別教育
- ② クレーン運転業務特別教育
- ③ ゴンドラの操作業務特別教育
- ④ アーク溶接等の業務特別教育
- ⑤ 自由研削用といし取替え等業務特別教育
- ⑥ 巻上げ機の運転業務特別教育
- ⑦ 高所作業車運転業務特別教育
- ⑧ フォークリフト運転業務特別教育
- ⑨ 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務特別教育
- ⑩ フルハーネス特別教育

その他の講習、教育

- ① ボイラー技士受験準備講習
- ② 移動式クレーン運転士受験準備講習

統合修了証

講習ごとに交付されていた複数の修了証を1枚にまとめた統合修了証を作成しています。

能力向上教育、安全衛生教育

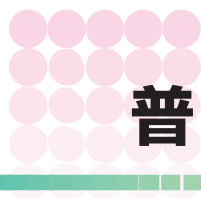
- ① ボイラー取扱作業主任者能力向上教育
- ② 普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育
- ③ ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育
- ④ ボイラー整備士安全衛生教育
- ⑤ クレーン運転士安全衛生教育
- ⑥ 移動式クレーン運転士安全衛生教育
- ⑦ 玉掛業務従事者安全衛生教育
- ⑧ 刈払機取扱作業者安全衛生教育
- ⑨ フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
- ⑩ チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育

安全教育

- ① 天井クレーン定期自主検査者安全教育
- ② 移動式クレーン定期自主検査者安全教育



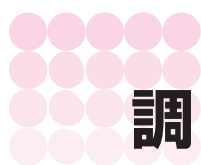
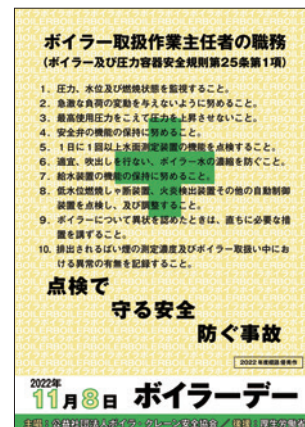
▲統合修了証



普及啓発

□ 標語・写真コンテスト

クレーンの日(9月30日)、ボイラーデー(11月8日)に相応しい安全標語・写真を一般から募集し、審査の結果優れた作品には賞を授与します。最優秀賞の作品は、その年の安全ポスターに採用し、広く労働災害防止について呼びかけを行います。



調査研究

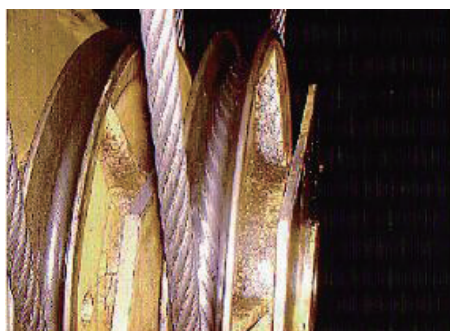
□ 検査情報データベースシステムの構築

ボイラー、クレーン等の損傷事例等を集積したデータベースシステムにより、検査業務や安全対策の調査研究に役立てています。

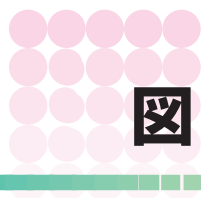
【損傷事例の例】



▲煙管の割れ (炉筒煙管ボイラー)



▲フックシープ溝のワイヤーロープの条痕摩耗



図書用品

□ 技能講習、特別教育のテキスト等

作成・販売している
テキスト等は、次の
とおりです。



▲玉掛け
技能講習テキスト



▲小型移動式クレーン運転
技能講習テキスト



▲床上操作式クレーン運転
技能講習テキスト



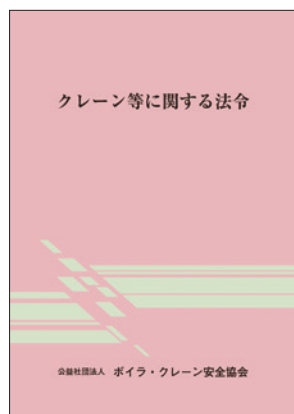
▲フォークリフト運転
技能講習テキスト



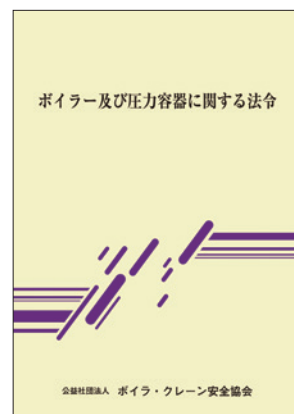
▲ボイラー取扱
技能講習テキスト



▲クレーン運転
特別教育テキスト



▲クレーン等に関する法令

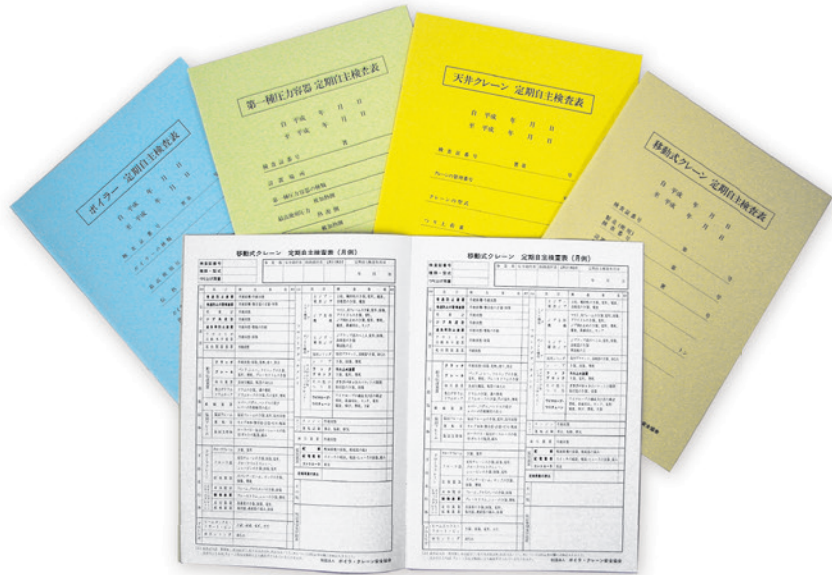


▲ボイラー及び
压力容器に関する法令

□ 定期自主検査表

作成・販売している定期自主検査表は、次のとおりです。

- ボイラー
- 第一種圧力容器
- 移動式クレーン
- 天井クレーン



□ 定期自主検査者安全教育修了者貼付ステッカー

天井クレーン及び移動式クレーンの定期自主検査者安全教育を修了された方に、クレーン等の定期自主検査を実施したときに貼り付けて表示する「ステッカー」を制作しています。

**定期自主検査者安全教育を受けて
ステッカーを貼ろう**

年 次

年次定期自主検査：2023年 月実施

検査実施者氏名：

教育修了証番号：

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
No. 00000

定期自主検査を行うためには、クレーン等の点検に関する充分な知識が必要です。

この定期自主検査を行うに必要な知識等を付与するために、当協会の各事務所では、厚生労働大臣が定めた定期自主検査指針に沿い、厚生労働省労働基準局長が定めたカリキュラムに基づく天井クレーンおよび移動式クレーンの定期自主検査者安全教育を行っております。

また、当協会の行った上記教育を修了された方には、クレーン等の定期自主検査を実施したときに貼付するステッカーを販売していますのでご活用ください。

(注) クレーン等による労働災害を防止するため、クレーン等安全規則ではクレーン等について、1年以内ごとに1回および1月以内ごとに1回、定期に自主検査を行うよう定められています。

定価200円(税別)

貼るときの注意事項

1. ステッカーを貼付する箇所は、油はきれいに拭き取ってください。
2. ステッカーの全面が密着するように、平面のところで丁寧に貼付してください。

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

□ ポスター等



▲クレーン等の合図ポスター
(サイズA1)

“ワイヤーロープの選定は玉掛けの基本です！”

玉掛け用ワイヤーロープの使用荷重表 (JIS A 63525 6×24 A種) 安全係数6 単位 t

ロープ径 mm	2本(点)づり			4本(点)づり		
	0°	30°	60°	0°	30°	60°
6	0.53	1.07	1.03	0.92	2.14	2.06
10	0.83	1.67	1.61	1.44	3.35	3.22
12	1.2	2.41	2.32	2.08	4.82	4.64
14	1.6	3.28	3.15	2.83	6.56	6.31
16	2.1	4.28	4.12	3.69	8.57	8.24
18	2.7	5.43	5.22	4.68	10.8	10.4
20	3.3	6.70	6.44	5.77	13.4	12.8
22	4.0	8.12	7.81	7.00	16.2	15.6
24	4.8	9.66	9.28	8.32	19.3	18.5
26	5.6	11.32	10.89	9.76	22.6	21.7
28	6.5	13.16	12.65	11.34	26.3	25.3

深業基準 索線の切断 一よりの間において全索線の10%以上
直径の減少 公称径の7%を超えるもの
外観の程度 ネットワーク、著しい傷み、腐食のあるもの

正しい張り方

▲玉掛け用ワイヤーロープの使用荷重表
(横 122mm × 縦 80mm)

その他

□ 表彰

ボイラーやクレーン等の運転やこれらの管理に優れているボイラー技士やクレーン運転士、設置事業等を表彰しています。



会員

- ・ 会員の皆様と共に労働安全衛生の推進に寄与しております。
- ・ 会員の特典として「安全衛生のひろば」「安全衛生ポスター」の配布、安全衛生教育の案内、図書用品の割引、協会ホームページへの広告バナー掲載（審査あり）等があります。
- ・ 入会金及び会費は次のとおりです。

●入会金・会費

区分	普通会員	特別会員	賛助会員
入会金	5,000円	3,000円	3,000円
年会費	24,000円	24,000円	12,000円

● 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 ●

事務所一覧

本 部 〒136-0071 東京都江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階
TEL (03) 3685-2141 FAX (03) 3685-2189

函館事務所	〒049-0101	北海道北斗市追分3-1-1	☎ (0138)49-9044 FAX (0138)49-9045
青森事務所	〒038-0031	青森市大字三内字丸山393-2 2階	☎ (017)762-7205 FAX (017)762-7206
同 八戸分室	〒031-0071	八戸市沼館1-13-3 東北建機ビル3階	☎ (0178)41-2355 FAX (0178)41-2357
岩手事務所	〒028-3621	紫波郡矢巾町広宮沢11-507-8	☎ (019)614-9711 FAX (019)614-9712
宮城事務所	〒983-0013	仙台市宮城野区中野4-7-19	☎ (022)786-3500 FAX (022)786-3501
秋田事務所	〒010-0001	秋田市中通2-4-19 商工中金・第一生命秋田ビル9階	☎ (018)832-3542 FAX (018)831-8386
山形事務所	〒990-2351	山形市鋳物町48-3	☎ (023)664-0085 FAX (023)664-0086
福島事務所	〒963-0547	郡山市喜久田町卸3-39	☎ (024)963-1855 FAX (024)963-1866
いわき事務所	〒971-8181	いわき市泉町本谷字作123	☎ (0246)58-9300 FAX (0246)58-9301
茨城事務所	〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	☎ (029)843-0740 FAX (029)841-1968
栃木事務所	〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	☎ (0289)72-1717 FAX (0289)76-6090
埼玉事務所	〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	☎ (048)643-1543 FAX (048)643-1524
千葉事務所	〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館4階	☎ (03)6802-9850 FAX (03)6802-9852
東京事務所	〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館4階	☎ (03)3685-5445 FAX (03)3685-5746
神奈川事務所	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1 第2米林ビル7F	☎ (045)324-2860 FAX (045)316-8768
甲信事務所	〒400-0212	南アルプス市下今諏訪610-9	☎ (055)287-9511 FAX (055)287-9512
広島事務所	〒732-0819	広島市南区段原山崎3-2-25 段原ヤマカタビル201	☎ (082)510-0015 FAX (082)510-0016
山口事務所	〒754-0014	山口市小郡高砂町3-26 ナガオビル3階	☎ (083)973-3321 FAX (083)973-3191
福岡事務所	〒812-0882	福岡市博多区麦野4-3-1 北辰建設ビル3階	☎ (092)573-5327 FAX (092)573-6698
南関東講習センター	〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館4階	☎ (03)3685-5222 FAX (03)3685-5746

ホームページアドレス
<https://www.bcsa.or.jp>



各事務所のホームページへアクセスできますので、検査・検定、講習に関する相談、申込については、お気軽にお問い合わせください。

また、労働災害統計、災害事例等安全衛生に関する情報提供を行っています。



公益社団法人 Boiler & Crane Safety Association
ボイラ・クレーン安全協会
厚生労働大臣登録検査機関及び各都道府県の労働局長登録教育機関

お気軽にお問い合わせください
☎ 03-3685-2141

お問い合わせ

サイト内検索 検索

文字サイズ 小 中 大



めざす資格の取得を
ボイラ・クレーン安全協会で
叶えませんか！

18の事務所で開催しています。
私達はさまざまな分野で働く皆様の
資格取得の力になります！

協会案内
会員案内
検査・検定
講習・教育
テキスト・図書用品
採用情報
アクセス